

特定個人情報等の利用目的の変更について

当行は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の特定個人情報等（個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報）の利用目的を以下のとおり変更することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日とします。変更点は下線部⑨の追加です。

特定個人情報等の利用目的

- ①金融商品に関する法定書類作成事務のため
- ②国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ③非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ④金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑤生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ⑥損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ⑦信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑧法令等により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務のため
- ⑨預金口座付番に関する事務のため
- ⑩その他前各号に関連する事務のため